

特定工場等において発生する騒音の規制基準

昭和 61 年 3 月 24 日 名古屋市告示第 107 号
 改正 昭和 61 年 6 月 27 日 名古屋市告示第 273 号
 平成 5 年 11 月 15 日 名古屋市告示第 347 号
 平成 8 年 5 月 22 日 名古屋市告示第 189 号
 平成 18 年 11 月 22 日 名古屋市告示第 496 号
 平成 27 年 5 月 29 日 名古屋市告示第 348 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のように定め、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

特定工場において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域		4 5 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地		5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 0 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 0 デシベル
第 4 種区域 工業地域		7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

- 一 第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和

25 年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

- 二 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。ただし、一の適用を受ける地域を除く。

備考

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

前文(抄) (平成8年5月22日名古屋市告示第189号)

平成8年5月31日から施行する。